



< 建設機械の保有状況 >

東北地方太平洋沖地震より被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

こうした被害が発生しますと、建設会社の皆様の力強い姿に感謝の気持ちでいっぱいになります。折しも、今回の経営事項審査の改正では、社会性等(W)の評価において、新たに「建設機械の保有状況」が評価項目として追加されました。

「地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価」(国土交通省)するということで、建設機械抵当法に規定される以下の建設機械が評価の対象となりました。(下表参照)

- ・ ショベル系掘削機
- ・ ブルドーザー
- ・ トラクターショベル

「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号) 別表

種類	名称	範囲	評価対象
1. 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイ ルドライバーのアタッチメントを有するもの	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2. 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量 が0.5トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレーンマシン		
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3. トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
4. 運搬機械	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの	
5. 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以 上のもの	
	ウインチ エレベーター	22キロワット以上の原動機を有するもの	

所有状況は、売買契約書の写し等で確認するそうです。

リースの場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有するリース契約を結んでいる場合には、リース機械も台数に合算できるそうです。

また、正常に稼働できるかどうかを確認するため、特定自主検査記録表の写しの提出を求めています。

加点は、建設機械1台につき1点、上限は15点です。P点(総合評定値)に換算しますと、 $1点 \times 10 \times 190 / 200 \times 0.15 = 1.425$ 点になります。最高値の15台以上では、21.375点です。

以上が概要ですが、まず、建設機械に詳しくないどの建設機械が対象になるか迷う場合があります。ショベル系掘削機の中に「クレーン」がありますが、5.起重機類にもクレーンがあります。その違いは、「アタッチメント交換可能」で判断するようです。都道府県の対応は、機械の詳しい内容を記載した建設機械の保有一覧表を提出させたり、対象要件が確認できるカタログを提出させるなどいろいろです。

また、売買契約書で所有関係を判断するようですが、すぐに対応できない場合も考えられます。中古の機械を同業建設会社から購入した場合には、売買契約書を作成していない場合もあるからです。過去にさかのぼって購入関係を調べて、改めて正しい契約書を作るのでしょうか。注文書や申込書などで代替できるとしているところもあります。

いろいろ分からないこともありますが、国も地域で努力する建設会社を応援しようとする姿勢が表れています。ちょっと残念なのが、対象建設機械の範囲がせまいことです。震災の復興で努力している建設業者の皆様の状況をテレビなどで見ますと、建設機械ももう少し広い範囲で認められたらなあという思いはあります。しかし、まずは第一歩、次に期待したいものです。

WISENET編集部 松村 清(税理士)